

足立区地域防災計画

震災編

(令和7年度修正)

素案



足立区防災会議

震災編 目 次

第 1 部 総則		
第 1 章	地域防災計画の概要	1
第 1 節	計画の目的及び前提	1
第 2 節	計画の性格	2
第 3 節	計画の全体像	3
第 4 節	計画の習熟	6
第 5 節	計画の修正	7
第 6 節	地区防災計画との連携	7
第 2 章	区等の基本的責務と役割	8
第 1 節	基本理念	8
第 2 節	区の責務	8
第 3 節	防災関係機関の責務	10
第 4 節	区内事業者の責務	10
第 5 節	区民の責務	11
第 6 節	区及び防災関係機関の役割	12
第 3 章	足立区の概況と被害想定	16
第 1 節	足立区の概況	16
第 2 節	地震災害の被害想定	18
第 4 章	減災目標と対策の方向性	37
第 1 節	基本目標	37
第 2 節	現在の到達状況	39
第 3 節	課題	57
第 4 節	対策の方向性	68
第 5 節	到達目標と取組内容	80
第 5 章	複合災害への対応	91
第 1 節	はじめに	91
第 2 節	複合災害に備え留意すべき事項	92
第 6 章	各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	94
第 2 部 防災に関する組織と活動内容		
第 1 章	災害対策本部設置基準	96
第 1 節	災害対策本部の設置の流れ	96
第 2 節	災害対策本部の組織及び活動	97
第 3 節	緊急災害対策本部の設置と組織及び活動	106
第 2 章	足立区業務継続計画（BCP）の概要	107
第 1 節	地震等災害発生時の即応態勢	108
第 2 節	職員配備計画	110
第 3 章	防災関係機関等との相互協力関係	112
第 1 節	防災関係各機関との協力計画	112
第 2 節	都との協力計画	112
第 3 節	他自治体等地方公共団体との協力計画	112
第 4 節	民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画	113
第 3 部 防災予防計画		
第 1 章	区民と地域の防災力向上	114
第 1 節	区民の防災行動力の向上	114
第 2 節	地域における共助の推進	124
第 3 節	マンション防災における自助・共助の構築	126
第 4 節	消防団（隊）の活動体制の強化	129
第 5 節	事業所における自助・共助の強化	130
第 6 節	ボランティア活動との連携	134

第7節	区民・行政・事業所等の連携	138
第8節	地区防災計画の策定	139
第2章	安全な災害に強い防災まちづくり	141
第1節	安全に暮らせるまちづくり	141
第2節	建築物の耐震化等安全対策の促進	153
第3節	液状化、長周期地震動の対策の強化	160
第4節	出火、延焼等の防止	163
第3章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	172
第1節	交通関係施設の安全確保	172
第2節	ライフラインの確保	185
第3節	エネルギーの確保	192
第4章	津波等対策	194
第1節	河川施設等の整備	194
第2節	水防活動	195
第3節	資器材の整備	196
第4節	大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化	196
第5節	津波予測等に対する避難誘導	197
第6節	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	198
第5章	応急対応力の強化	199
第1節	初動対応体制及び応急対策体制の整備	199
第2節	事業継続体制の確保	202
第3節	消火・救助・救急活動体制の整備	204
第4節	広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築	207
第5節	応急活動拠点等の整備	208
第6章	情報・通信の確保	212
第1節	情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備	212
第2節	住民等への情報提供体制の整備	219
第3節	住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知	222
第7章	医療救護・保健衛生等対策	223
第1節	初動医療体制等の整備	223
第2節	医薬品・医療資器材の確保	227
第3節	医療施設の基盤整備	229
第4節	遺体の取扱い	230
第8章	帰宅困難者等対策	231
第1節	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	231
第2節	帰宅困難者への情報通信体制整備	239
第3節	一時滞在施設の確保及び運営の支援	240
第4節	帰宅支援のための体制整備	243
第9章	避難者対策	246
第1節	避難体制の整備	246
第2節	指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化	249
第3節	避難所の管理運営体制の整備等	255
第4節	要配慮者対策	261
第5節	避難所外の避難者及び在宅避難者対策	265
第10章	物流・備蓄・輸送対策	266
第1節	食料及び生活必需品等の確保	266
第2節	飲料水及び生活用水の確保	269
第3節	備蓄倉庫及び物資拠点の整備	272
第4節	輸送体制の整備	274
第5節	輸送車両等の確保	275
第6節	燃料の確保	276
第11章	放射性物質対策	277

第1節 情報伝達体制の整備	277
第2節 区民への情報提供等体制の整備	277
第3節 放射線量の把握体制の整備	277
第12章 住民の生活の早期再建対策	278
第1節 生活再建のための事前準備	278
第2節 防犯体制の構築	281
第3節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	282
第4節 片付けごみ・解体廃棄物の処理	284
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理	285
第6節 災害救助法等	286
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策	288
第8節 災害ケースマネジメントの体制構築	291
第13章 受援体制の整備	292
第1節 計画方針	292
第2節 受援体制の整備	295
第3節 相互応援協定締結自治体からの受援	302
第4節 受援体制の充実に向けた取組	304
第4部 災害応急対策計画	
第1章 区民と地域による防災活動	306
第1節 自助による応急対策の実施	306
第2節 地域による応急対策の実施	
第3節 マンション防災における応急対策の実施	309
第4節 消防団による応急対策の実施	311
第5節 事業所による応急対策の実施	311
第6節 ボランティアとの連携	311
第7節 地区防災計画策定地区での応急対策	315
第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動	320
第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止	320
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	331
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	342
第1節 交通ネットワークの機能確保	342
第2節 発災時のライフライン機能の確保	357
第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保	364
第4章 津波等対策	365
第1節 津波警報・注意報等の即時伝達	365
第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導	368
第3節 河川施設等の応急対策	370
第5章 応急対応の実施	371
第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動	371
第2節 消火・救助・救急活動	374
第3節 応援協力・派遣要請	382
第4節 応急活動拠点の調整	390
第5節 人材、資器材等の調達、配分	391
第6章 情報・通信活動	392
第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施	392
第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供	395
第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施	404
第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行	412
第5節 住民相互の情報連絡等	413
第7章 医療救護・保健衛生等対策	414
第1節 初動医療活動	414
第2節 医薬品・医療資器材の供給	428
第3節 医療施設の確保	433

第4節	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	434
第8章	帰宅困難者等対策	445
第1節	東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	445
第2節	事業所等における帰宅困難者対策	451
第3節	駅周辺での混乱防止	455
第9章	避難者対策	461
第1節	避難誘導の実施	461
第2節	要配慮者対策	467
第3節	避難所の開設・運営	469
第4節	動物救護に関する事項	481
第5節	避難所外の避難者及び在宅避難者対策	484
第6節	ボランティアの受入れに関する事項	485
第7節	被災者の他地区への移送に関する事項	486
第10章	備蓄・物資等の供給及び輸送	485
第1節	備蓄物資の供給	485
第2節	飲料水の供給	488
第3節	物資の調達要請	491
第4節	備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分	493
第5節	義援物資の取扱い	495
第6節	輸送車両の調達	496
第11章	放射性物質対策	499
第1節	迅速・的確な情報連絡	499
第2節	緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等	500
第3節	保健医療活動	501
第4節	放射線等使用施設の応急措置	502
第5節	核燃料物質輸送車両等の応急対策	503
第12章	住民の生活の早期再建対策	506
第1節	被災住宅の応急危険度判定	506
第2節	被災宅地の危険度判定	511
第3節	住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行	512
第4節	防犯	515
第5節	義援金品の募集・受付	515
第6節	災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	516
第7節	片付けごみ・解体廃棄物の処理	518
第8節	避難所ごみ・生活ごみの処理	521
第9節	災害救助法等の適用	522
第10節	激甚災害の指定	523
第11節	学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策	524
第12節	災害ケースマネジメントの実施	527
第13章	受援計画	529
第1節	受援体制	529
第3節	都への応援要請（災害対策本部）	538
第4節	防災関係機関との連携（災害対策本部）	540
第5節	民間団体との協力	544
第6節	ボランティアの受入（総務部）	544
第7節	医療救援の支援受入（医療部）	546
第5部	災害復旧計画	
第1章	河川施設、公共施設等の機能回復	548
第1節	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	548
第2章	交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復	551
第1節	緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止	551
第2節	ライフラインの早期復旧	552
第3章	津波等対策	561

第1節	河川管理施設の応急復旧、緊急工事等	561
第4章	医療救護・保健衛生等対策	557
第1節	保健衛生体制の確立	557
第2節	火葬体制の確保	560
第5章	帰宅困難者等対策	563
第1節	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	563
第2節	徒歩帰宅者の支援	567
第6章	避難者対策	569
第1節	要配慮者生活支援	569
第7章	流通機能及び生活基盤の確保	571
第1節	多様なニーズへの対応	571
第2節	炊き出し	571
第3節	水の安全確保	572
第4節	生活用水の確保	569
第5節	市場の流通確保と消費者への情報提供	570
第8章	放射性物質対策	575
第1節	保健医療活動	575
第2節	放射性物質への対応	575
第3節	風評被害対策	576
第9章	住民生活の早期再建施策	577
第1節	被災住宅の応急修理	577
第2節	応急仮設住宅の供与	579
第3節	被災者に対する生活相談及び災害ケースマネジメント等支援	583
第4節	義援金品の募集・受付・配分	586
第5節	被災者に対する生活再建資金援助等	588
第6節	職業のあっ旋	593
第7節	租税等の徴収猶予及び減免等	594
第8節	その他の生活確保	595
第9節	中小企業への融資	595
第10節	農林漁業関係者への融資	595
第11節	災害救助法の運用等	596
第12節	応急教育・保育・児童保育	599
第6部	災害復興計画	
第1章	復興の基本的考え方	602
第1節	復興の基本的考え方	602
第2節	生活復興と都市復興	602
第3節	震災復興に関する責務	604
第2章	復興本部	605
第1節	足立区震災復興本部の設置	605
第2節	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	605
第3節	復興本部における業務内容	605
第4節	復興本部の解散	609
第3章	震災復興計画の策定	610
第1節	都市復興（復興まちづくり）計画	610
第7部	応急対策に関する足立区全体シナリオ	
付属編	火山対策	
付属編	火山対策	629
第1節	対策の方針	629
第2節	島しょ地域等における火山対策	630
第3節	富士山噴火降灰対策	631

